

特別貸付(入学及び修学)について

共済組合では、学校の入学等に伴い必要となる費用を対象に貸付を行っています。貸付要件等については下記のとおりとなりますので、ご参照の上、貸付を希望される場合は、所属所の共済事務担当課まで申し出ていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 入学貸付について

貸付要件	組合員又はその被扶養者（認定されていない子を含む）が、入学するために資金を必要とするとき。 対象となるものは、入学金のほか、入学までに支払わなければならない授業料等、又は家賃、入寮費、教材費、通学費等。
貸付限度額	ひとつの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内で必要額。 (最低10万円、最高200万円)
貸付金の単位	5万円
償還方法	貸付送金月の翌月より元利均等償還。
申込みに係る 必要書類	1. 特別貸付申込書 2. 借用証書 (※1) 3. 印鑑登録証明書 (※2) 4. 借入状況等申告書 (※3) 5. 他の金融機関等からの借入れがある場合、その借入状況及び返済状況が確認できる書類。 6. 住民票又は戸籍抄本（申込対象者が被扶養者として認定されていない場合） 7. 合格通知書（写）又は入学許可書（写） 8. 入学手続きに係る費用の明細（写） （払込期日が明記されているもの） 9. だんしん加入申込書（希望者のみ）

2. 修学貸付について

<p>貸付要件 (※注意点あり)</p>	<p>組合員又はその被扶養者（認定されていない子を含む）が、修学するために資金を必要とするとき。 対象となるものは、授業料等（※）、家賃、入寮費、教材費、通学費等。 ※授業料を貸付事由とする場合の申込期日は、前期分又は年間分（前期及び後期）については4月の申込みまで、後期分については9月の申込みまでとします。</p>
<p>貸付限度額</p>	<p>【2月から4月までに申込みの場合】 貸付対象となる学校において定められる修業年限の年数を限度として、修業年限1年で必要となる額。 限度額は1か月につき15万円で算出（以下同じ） 最高限度額：15万円×12か月＝180万円 （最低限度額は15万円）</p> <p>【年度途中申込みの場合】 申込月の翌月から起算して残存する月数分で必要となる額。 例) 5月申込み時の最高限度額：15万円×10か月＝150万円 9月申込み時の最高限度額：15万円×6か月＝90万円</p>
<p>貸付金の単位</p>	<p>5万円</p>
<p>償還方法 (※注意点あり)</p>	<p>修学終了月の翌月から元利均等償還。 ※貸付送金月の翌月から修業終了月までの間は利息のみの償還（据置）となるが、希望により貸付送金月の翌月から元利均等償還の選択が可能。</p>
<p>申込みに係る 必要書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別貸付申込書 2. 借用証書（※1） 3. 印鑑登録証明書（※2） 4. 借入状況等申告書（※3） 5. 他の金融機関等からの借入れがある場合、その借入状況及び返済状況が確認できる書類。 6. 住民票又は戸籍抄本（申込対象者が被扶養者として認定されていない場合） 7. 当該年度の在学証明書（4月以降に当該年度分を申込みの場合） 8. 学生証（写） （2月及び3月に翌年度分を申し込む場合。ただし、4月以降に当該年度分の在学証明書を提出するの必要がありません。） 9. 合格通知書（写）又は入学許可書（写） （2月及び3月に翌年度分を申し込む場合で入学前の場合。ただし、4月以降に当該年度分の在学証明書を提出するの必要がありません。） 10. 修学に要する費用の内訳が確認できる書類（写） 11. だんしん加入申込書（※4）（希望者のみ）

3. 入学及び修学貸付に係る共通項目等について

対象学校	学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上）、短期大学、大学及び大学院又はこれらに準ずる外国の教育機関（正規の教育課程の修業年限が2年以上で、入学・修学するコースの修業年限が最低3か月以上）。
貸付利率	年 1.26%（月利 0.105%）
申込みに係る 必要書類の 注意点	<p>※1 貸付決定後に共済組合から送付しますので、期日までに返送してください。</p> <p>※2 貸付申込日前3か月以内に交付されたもの。</p> <p>※3 他の金融機関等からの借入れがある場合、毎月の償還額及びボーナスからの償還額が確認できる償還表の写し等を提出してください。</p> <p>※4 修学貸付において据置される場合は、据置期間中、債務返済支援保険には加入できません。</p>
申込締切日	毎月末（休日又は土曜日である場合は前日） <u>共済組合必着</u>
貸付送金日	翌月 25 日（休日又は土曜日である場合は前日）
その他	貸付には制限があり、貸付条件等により貸付けができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

担当課：福祉課（TEL 073-431-0153）